

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

健診は受けた後が大切です！

対象となった方は**特定保健指導**を受けましょう

無料



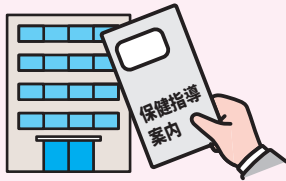
いっぽくん

特定保健指導とは

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された40歳以上の方に対し、保健師や管理栄養士が食事・運動などの生活習慣の改善を継続的にサポート・アドバイスをします。一人ひとりのライフスタイルや体の状態に寄り添い、生活習慣の改善と一緒にサポートします。

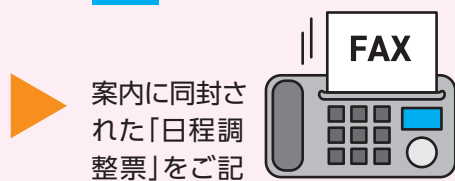
保健指導を受けていただくまでの流れ

1 案内が届く



健診受診から約2~3か月後に事業所様宛に保健指導の案内を郵送いたします。

2 日程調整



案内に同封された「日程調整票」をご記入いただき、FAXでご回答ください。内容を確認次第、協会けんぽよりお電話をいたします。

3 事業所にて面談



保健師または管理栄養士が事業所様へ訪問し、お一人30分程度の面談を実施いたします。

～下記の方法でも保健指導をご利用いただけます～

1 健診機関で健診当日に受ける

健診機関によっては健診当日に保健指導を受けることができます。

保健指導実施機関一覧はホームページをご確認ください。



【お勤めの本人様用】



【被扶養者様用】

2 協会けんぽが委託している外部専門機関で受ける

委託専門機関から、事業所様またはご本人様宛にご案内が届きます。リモート面談にも対応しておりますので、時間や場所を選ばずに保健指導を受けていただくこともできます。

※個人情報の取り扱い

業務の委託にあたっては「委託業務の遂行に必要な範囲に限り使用し、他の目的には一切使用しない」旨の契約を交わす等、個人情報保護法を遵守し実施しております。

お問い合わせ先：028-616-1691（音声案内2） 保健グループ

とちぎ健康経営事業所を目指しませんか？

栃木県、健康保険組合連合会栃木連合会、協会けんぽ栃木支部は、働く世代の健康づくりを推進するため、従業員の健康づくりに取り組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」として認定しています。

とちぎ健康経営事業所認定の制度概要

実施主体	栃木県・健康保険組合連合会栃木連合会・協会けんぽ栃木支部
対象事業所	栃木県内に事業の拠点を有し、別に定める認定基準を満たす事業所
申請受付期間	令和8年4月6日（月）～6月5日（金）※ 必着
認定時期	令和8年8月頃（予定）
認定有効期間	認定日から3年間

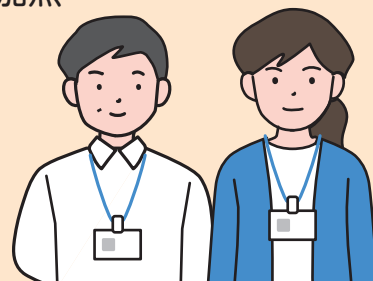
※認定には、「**とちぎ健康経営宣言**」が必須となります。

ご申請をされていない事業所様は協会けんぽ栃木支部HPより
宣言用紙をダウンロードの上、ご申請ください。

とちぎ健康経営宣言 検索

とちぎ健康経営事業所の認定を受けると…

- 認定のロゴマークの使用
- 栃木県建設工事入札参加資格者における技術評価点数の加点
- 足利銀行における「健康経営応援ローン」の利用
- 栃木県信用保証協会の保証料率の割引
- ハローワークの求人票等への記載
- とちまる就活アプリでの求職者へのPR
- 「健康長寿とちぎWEB」などでの紹介



…などのインセンティブがございます！

とちぎ健康経営事業所認定の

詳しい内容はこちら（栃木県 HP）→

とちぎ健康経営事業所認定制度 検索

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

問い合わせ先：028-616-1691（音声案内 4） 企画総務グループ



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 栃木支部

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

☎028-616-1691（代表） 受付時間：平日8:30～17:15（土日祝・年末年始を除く）

協会けんぽ栃木支部

検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

健康保険制度等に関するお役立ち情報配信中！

栃木支部公式 LINE

お友だち登録はこちらから→



栃木支部公式メルマガ

新規登録はこちらから→

